

改修内容及びバージョンアップの方法について

1 改修内容

- (1) 処理状況表示画面の「ツール(T)」メニューに「電子公文書の検証(K)」を追加し、フォルダに保存されている電子公文書の署名・証明書の検証をする機能を追加する。
- (2) 「電子公文書検証結果」画面に「印刷」ボタンを追加し、電子公文書の検証結果を印刷する機能を追加する。
- (3) 「取得公文書一覧」画面に「電子公文書の書き出し」ボタンを追加し、「取得公文書一覧」画面から「データの書き出し」画面に遷移し、電子公文書を書き出す機能を追加する。
- (4) 不動産登記及び商業・法人登記手続の申請書において、全角文字を含むファイル名を使用した外字イメージファイルを挿入した場合、申請書表示からファイル名に全角文字を含む外字イメージファイルのプレビューに失敗する事象について、正しくプレビューするよう改修する。
- (5) 不動産登記の申請において、信託目録記録申請書及び信託目録記録嘱託書の申請書様式を追加する。
- (6) 供託手続の申請において、ファイルを100個まで添付することができるように申請書様式を改修する。

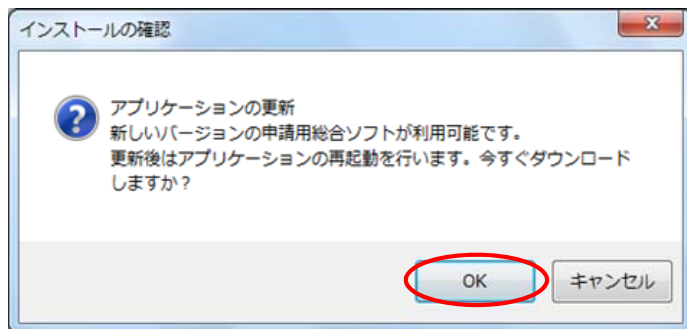
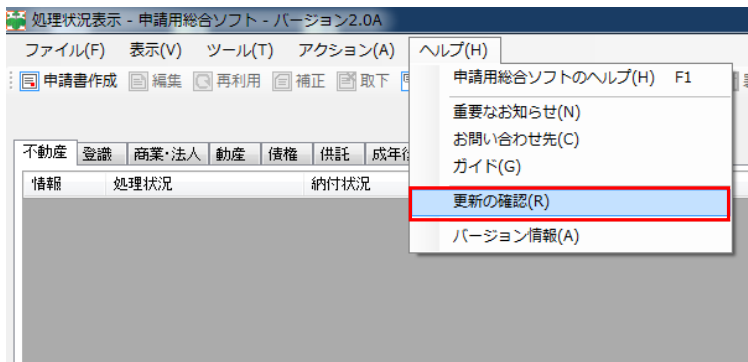
2 バージョンアップの方法

- (1) 平成24年1月27日(金)午後10時以降、PCがインターネットにつながった状態で申請用総合ソフトを起動すると、自動的にバージョンチェックを行った後に「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されますので、「OK」ボタンをクリックしてバージョンアップをします。

「スキップ」をクリックすると、クリックしてから1週間は、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されません。(2)の「ヘルプ」メニューからの更新を行ってください。



- (2) 既に申請用総合ソフトを起動している状態で「ヘルプ」メニューの「更新の確認」をクリックすることで、最新の申請用総合ソフトに更新することができます。更新後は、申請用総合ソフトが再起動されますので、処理状況表示画面以外の窓は、全て閉じた後に更新してください。



(3) 申請用総合ソフトのバージョンアップは、土曜日、日曜日、祝日を含め24時間いつでも可能です。

バージョン1.3B以前の申請用総合ソフトをご利用の場合は、申請用総合ソフトの再インストールが必要となりますのでご注意ください。

なお、このバージョンアップでは、申請書様式の更新をしないため、バージョンアップ前に作成した申請データは、そのまま利用することができます。